

質問に対する回答

令和7年2月28日

No.	該当資料/ 該当ページ	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書 P1	4 業務の内容 (1) 共創プログラムの実施	対象となる県内企業の定義は？ 支店、営業所、事業所、研究所、ホールディングス内の関連子会社等が埼玉県内に拠点がある事業者でよいか？	本店所在地が埼玉県内にある企業の他、支店や営業所、事業所、研究所、ホールディングス内の関連子会社等が埼玉県内にある事業者も含みます。 ただし、本事業の実施にあたっては、主な参加者は埼玉県内で従事している方とする、埼玉県内での事業展開を条件とするなど、県内経済の活性化に資する事業となるよう留意してください。
2	仕様書 P1	4 業務の内容 (1) 共創プログラムの実施	全国の大企業・中堅企業の定義は？ 一定の売上高等、何かしらの基準があるのか？	改正産業競争力強化法に基づき、以下のとおり想定していますが、本事業実施にあたっては、県と協議の上決定するものとします。 ・大企業：中小企業者を除く、常時使用する従業員の数が2,000人以上の企業 ・中堅企業：中小企業者を除く、常時使用する従業員の数が2,000人以下の企業